「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号)

改正後

I • Ⅱ 「略]

- Ⅲ 許可後の手続き
 - 1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き
 - (1) 「略]
 - (2) 注意事項

①~③ [略]

- ④ 我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地とする貨物(「り地 域」を仕向地とする貨物にあっては、輸出令別表第1の3の項(1)に掲 げる貨物であって貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の 項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号口に該当する 貨物及び7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号 に該当する貨物を除く。)の再輸出又は技術(「り地域」を仕向地とする技 術にあっては、外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって輸出令別 表第1の3の項(1)の貨物のうち貨物等省令第2条第1項一号へに該当 するものの設計、製造又は使用に係るもの、5の項(1)に掲げる技術で あって貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの(輸出令別表第1 の5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号口に該 当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)及び7の項(1)に掲げ る技術であって貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの(輸出令 別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九 号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)を除く。)の再提 供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経 済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2 の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又 は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」 の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事 前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等 として付すことがあります。
- ⑤・⑥ [略]
- 2 「略]

IV·V [略]

Ⅰ・Ⅱ 「略]

- Ⅲ 許可後の手続き
 - 1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き

現行

- (1) 「略]
- (2) 注意事項

①~③ 「略]

④ 我が国又は「い地域①」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要とします。なお、別表1又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄において、「い地域②」、「は地域①」又は「ほ地域」とあるものについては、それらに対応する別表1の「貨物」の欄に掲げる貨物又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の再輸出等の事前同意相談の回答において、以後は事前同意相談の対象としない旨条件等として付すことがあります。

⑤・⑥ [略]

2 「略]

IV·V [略]

別表1	貨物、	仕向地及び提出書類
カリイス エ	17//	

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第 1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発の ために用いられる評価用の化合物(治験薬を含 む。)又は医薬品として使用されるもののうち、 輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キ ログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六 号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限 る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当 する貨物	「い地 <u>域①」及</u> び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、 (10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	「い地 域①」 <u>、「</u> い地域 ②」及び 「り地 域」	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	「い地 域D」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物で あって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当 する貨物	に地域 ①	D1	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物(ただし、輸出令別表第1の3の項(1)	り地域	<u>A</u>	経済 <u>産</u> 業局

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第 1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発の ために用いられる評価用の化合物(治験薬を含 む。)又は医薬品として使用されるもののうち、 輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キ ログラム未満のものに限る。)、第四号ロ、第六 号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限 る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当 する貨物	域 シ <u>①</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、 (10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	「い地 域①」 <u>及</u> び「い地 域②」	В1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	い地域 ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物で あって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当 する貨物	に地域 ①	D1	本省
[新設]			

に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1 項第一号へに該当するものを除く。)			
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物で あって、貨物等省令第2条第1項第一号へに該 当する貨物	り地域	<u>D1</u>	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イから ホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」、「 は地域 ①」 及び 「り地域」	B 1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲 げる貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は (2)に掲げる貨物	「い地域①」、「 ほ地域」 及び「り 地域」	В1	本省

[新設]			
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イから ホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及 び「は地 域①」	В1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)又は (2)に掲げる貨物	「い地域①」 <u>及び「ほ地域</u> 」	В1	本省

[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に 掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しな いもの (イ)~(ト) (略)	と地域 ① (り地 域を除 く)	A	経済産 業局(※ 1)
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に 掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)告示で定める貨物 (ロ)輸出令別表第1の5の項(17)に掲げ る貨物であって、貨物等省令第4条第十四 号ロに該当するもの (ハ)輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる 貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品 のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒 化ガリウムのエピタキシャル層を有する基 板を使用したものに限る。)に該当するもの (ニ)輸出令別表第1の7の項(18)に掲げ る貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号 (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該 当するもの (ホ)輸出令別表第1の7の項(19)に掲げ る貨物であって、貨物等省令第6条第十九 号に該当するもの (へ)輸出令別表第1の7の項(22)に掲げ る貨物のうち、貨物等省令第6条第十九 号に該当するもの (へ)輸出令別表第1の7の項(22)に掲げ る貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二 号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又 は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板	り地域	<u>A</u>	経済産業局(※ 1)

[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に 掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しな いもの (イ)~(ト) (略)	<u>と地域</u> ①	A	経済産 業局(※ 1)
[昭]	[略]	[略]	[略]

[新設]

に限る。)のいずれかに該当するもの (ト)輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの (チ)輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの (リ)輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの	「い地」	A	経済産	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に	い地域	A	経済産
掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>域①」及び「り地域」</u>	[mer]	業局	掲げる貨物であって、告示で定める貨物	<u>(1)</u>	Fm 6-7	業局
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に 掲げる貨物であって、告示で定める貨物	ち地域	С	本省	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に 掲げる貨物であって、告示で定める貨物	ち地域	С	本省
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び輸出令別表第1の7の項(19)に 掲げる貨物であって貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物	り地域	<u>C</u>	本省	[新設]			
輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22) 又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令 第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用 機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基 板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有す る基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒 化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二 号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた 基板に限る。)のいずれかに該当するもの	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局	輸出令別表第1の7の項(2)、(18)、(22) 又は(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令 第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用 機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基 板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有す る基板を使用したものに限る。)、第十八号(窒 化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十二 号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた 基板に限る。)のいずれかに該当するもの	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[畔	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	「い地 域①」及 び「り地 域 <u>」</u>	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	「い地 域①」及 び「り地 域」	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

(注1) ~ (注4) [略]

別表 2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТВ1	本省

輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物	<u>い地域</u> ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物	い地域 ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域 ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
輸出令別表第1の15項の中欄に掲げる貨物	い地域 ①	A	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]

※1 [略]

(注1) ~ (注4) [略]

別表 2 技術、提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる	<u>v 、地域①</u>	ТВ1	本省

評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術			
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)	<u>「い地域</u> ①」及び <u>「り地域」</u>	ТВ1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から(52)までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	_「い地域 ①」及び <u>「り地域」</u>	ТВ1	本省

ı I				,
	評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術			
	[略]	[略]	[略]	[略]
-	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)	<u>l、地域①</u>	ТА	経済産業局
	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)	<u>い地域①</u>	TB1	本省
	[略]	[略]	[略]	[略]
	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)若しくは(11)から(52)までに掲げる貨物のうち輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物に係る技術	<u>v 地域①</u>	ТВ1	本省

[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	_「い地域 ①」及び _「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	に地域①	TD1	本省
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術(ただし、貨物等省令第2条第1項第一号へに掲げる貨物に係る技術を除く。)	<u>り地域</u>	<u>TA</u>	<u>経済産</u> 業局
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へ	り地域	TD1	<u>本省</u>

[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	<u>い地域①</u>	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	い地域①	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物に係る技術	に地域①	TD1	本省
<u>〔新設〕</u>			

and the hand field a comment of the			
に該当する貨物に係る技術			
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТВ1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第三号のイからホまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	小地域①	ТВ1	本省
[畔	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号のへからヤまでのいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術	い地域①	ТА	経済産業局
[邮]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術	い地域①	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	<u>い地域①</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物のうち、貨物等省令第3条第一号、第一号の二若しくは三又は第二号のいずれかに該当する貨物に係る技術	<u>い地域①</u>	ТВ1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	「い地域 <u>①」及び</u> 「り地域」	ТВ1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げ る技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域① (り地域 <u>を除く)</u>	TA	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術のうち、以下のいずれにも該当しないもの (イ) 別表2の付表1又は別表2の付表2に 掲げる技術 (ロ) 外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって、輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物に係る技術	<u>り地域</u>	TA	経済産業局

外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条第二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	<u>\(\)</u> 地域①	ТА	経済産業局
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	1/地域①	ТВ1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の4の項(2)から(5)までに掲げ る技術	い地域①	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域①	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲 げる技術であって、別表2の付表1及び別表	い地域①	ТА	経済産業局
2の付表2に掲げる技術			
2の付表2に掲げる技術 [略]	[略]	[略]	[略]

(ハ) 外為令別表の7の項の中欄に掲げる技術であって、輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術			
外為令別表の5の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号口に該当する貨物に係る技術及び外為令別表7の項の中欄に掲げる技術であって輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物に係る技術	<u>り地域</u>	<u>TC</u>	<u>本省</u>
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術	「い地域 ①」及び 「り地域」	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表2の付表1・別表2の付表2 [略]

別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	V.地域①	[略]	ち地域	<u>り地域</u>
アイスランド ~ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国	(削る)	[略]		<u>O</u>
台湾 ~ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表4 提出書類一覧

1. [略]

2.【貨物 (別表1に対応)】 提出書類A

[新設]			
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術	<u>い地域①</u>	ТА	経済産業局
[略]	[略]	[略]	[略]
外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術	い地域①	TB1	本省
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表2の付表1・別表2の付表2 [略]

別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地・提供地 国・地域名	い地域①	[略]	ち地域	[新設]
アイスランド ~ タイ	[略]	[略]	[略]	
大韓民国	<u>O</u>	[略]		[新設]
台湾 ~ その他の地域	[略]	[略]	[略]	

別表4 提出書類一覧

- 1. [略]
- 2. 【貨物 (別表1に対応)】 提出書類A

「略]

注1:申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」及び「り地域」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 「略]

提出書類B1~提出書類F [略]

3. 【技術(別表2に対応)】

提出書類TA「略]

[略]

注:申請理由書の「2 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を 記載すること。「い地域①」<u>及び「り地域」</u>以外を提供先国とするものであって、利用者が確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又 は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関 が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される 予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

提出書類TB1~提出書類TE [略]

別表5・別表6 [略]

別記1~別記5 [略]

様式1~様式22 [略]

「略]

注1:申請理由書には、担当者氏名、所属部署名、電話番号及びFAX番号を記載すること。また、「2 貨物名」には、商品名、型番及び等級に加えて製造者名も記載すること。「4 その他」には、当該貨物の使用目的、使用方法、取引の経緯及び積み戻しの有無について記載すること。「い地域①」以外を仕向地とするものであって、需要者が確定していない輸出の場合にあっては、需要者として予定又は想定される者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれているかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること。

注2・注3 「略]

提出書類B1~提出書類F 「略

3. 【技術(別表2に対応)】

提出書類TA [略]

「略]

注:申請理由書の「2 申請の理由」には、当該技術の用途及び取引の経緯を 記載すること。「い地域①」以外を提供先国とするものであって、利用者が 確定していない取引の場合にあっては、利用者として予定又は想定される 者について、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関が含まれてい るかどうかの確認を行い、かつ、「ち地域」にて再提供される予定がないこ との確認を行ったかどうかについて記載すること。

提出書類TB1~提出書類TE [略]

別表5・別表6 [略]

別記1~別記5 [略]

様式1~様式22 [略]